

会津美里町告示第 30 号

会津美里町復旧・復興建設工事共同企業体取扱要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日

会津美里町長 杉山 純一

会津美里町復旧・復興建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町が発注する災害復旧工事において、本町内で発生する大規模災害からの円滑かつ迅速な復旧・復興を図るため、不足する技術者、技能者や建設工事需要の急増等に対応し復旧・復興建設工事の円滑な施工を確保するため、町内の建設企業の施工力を強化することを目的に共同し、工事ごとに結成される復旧・復興建設工事共同企業体(以下「復興 J V」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 復興 J V に発注することができる工事(以下「対象工事」という。)は、次の各号に掲げる建設工事の種類ごとにそれぞれ当該各号に定める設計金額以上のもの(会津美里町建設工事に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱(平成 23 年会津美里町告示第 85 号。以下「取扱要綱」という。)に定める高度な技術力が求められる建設工事を除く。)とする。

- (1) 土木一式工事(下水道工事を含む。) 1 億円
- (2) 建築一式工事 1 億円
- (3) 電気工事 5 千万円
- (4) 管工事 5 千万円
- (5) 水道施設工事 1 億円
- (6) 解体工事 1 億円
- (7) 前各号に掲げるもの以外の建設工事 5 千万円

(構成員の数)

第 3 条 復興 J V の構成員(以下「構成員」という。)の数は、原則として 2 者又は 3 者とする。

(構成員の組合せ)

第 4 条 構成員の組合せは、同程度の施工能力を有する者の組合せとし、うち 1 者以上は、町内に本店を有する者でなければならない。

(代表者)

第 5 条 復興 J V の代表者(以下「代表者」という。)は、町内に本店を有する者とする。

2 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で施工能力の大きいものとし、代表者の決定は、構成員の協議によるものとする。

(出資割合)

第 6 条 代表者の出資割合は、構成員のうち最大であるものとする。

2 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、次の各号に掲げる復興 J V の構成員数に応じ、それぞれ当該各号に定める割合以上であるものとする。

(1) 2 者の場合 30 パーセント

(2) 3 者の場合 20 パーセント

(配置技術者)

第7条 対象工事の施工に当たり、全ての構成員に当該対象工事について監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有する者を配置することができるときは、当該監理技術者又は主任技術者を対象工事現場ごとに専任で配置するものとする。ただし、共同施工を行う場合であって、構成員が監理技術者又は主任技術者を専任で配置するときは、他の構成員の配置する技術者は、兼任できるものとする。

(復興 J V の取扱)

第8条 復興 J V の取扱いは、取扱要綱に規定する共同企業体の取扱いの例による。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。